

盛岡地方振興局長告示第 56 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 28 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

1 福祉用具貸与

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372100727	J A新しいわて福祉レンタル	岩手郡滝沢村鶴飼字 向新田 7 番地 76	岩手郡滝沢村大釜字外館 114 番地 6	平成 19 年 10 月 1 日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372100727	J A新しいわて福祉レンタル	岩手郡滝沢村鶴飼字 向新田 7 番地 76	岩手郡滝沢村大釜字外館 114 番地 6	平成 19 年 10 月 1 日